

第105回国有財産東海地方審議会

日時：平成25年11月22日（金）

13時30分～14時47分

場所：東海財務局2階大会議室

1. 開 会

【鈴木管財総括第一課長】 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第105回国有財産東海地方審議会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日お集まりの皆様方には、本年10月から2年間、今期の委員の就任をお願い申し上げたところでございますが、快くお引き受けいただきありがとうございます。

本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、現時点では会長が選任されておられません。このため、会長選任までの間、私、管財総括第一課長の鈴木が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、審議会成立の報告をいたします。

本審議会の委員数は12名でございます。ただいまご出席いただいております委員は10名でございます。したがって、委員数の過半数を満たしておりますので、国有財産法施行令第6条の8の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 委員紹介

【鈴木管財総括第一課長】 先ほど申し上げましたとおり、本日の審議会は委員改選後最初の会でございます。新任の委員の方もおられますので、私から委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。

お手元の配付資料の中に、今期の委員名簿がございます。大変恐縮ではございますが、五十音順に出席委員をご紹介申し上げますので、よろしくお願いをします。

大竹哲也委員でございます。

【大竹委員】 大竹でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 加藤あつこ委員でございます。

【加藤委員】 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 後藤澄江委員でございます。

【後藤（澄）委員】 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 後藤正博委員でございます。

【後藤（正）委員】 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 志水暎子委員でございます。

【志水委員】 志水暎子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 種村均委員でございます。

【種村委員】 種村でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 永富史子委員でございます。

【永富委員】 永富でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 長谷川正己委員でございます。

【長谷川委員】 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 林正子委員でございます。

【林委員】 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 眞下弘委員でございます。

【眞下委員】 眞下でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 ありがとうございます。

ただいま10名の委員の皆様をご紹介申し上げましたが、浦山益郎委員、金森昭夫委員におかれましては、本日所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、当局側の出席者をご紹介いたします。

東海財務局長の中山でございます。

【中山東海財務局長】 中山でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 管財部長の古田でございます。

【古田管財部長】 古田でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 管財部次長の籠でございます。

【籠管財部次長】 籠でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 管財部次長の野村でございます。

【野村管財部次長】 野村でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木管財総括第一課長】 最後に、改めまして、私、事務局を担当します管財総括第一課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長選任

【鈴木管財総括第一課長】 それでは、会長選任をお願いしたいと存じます。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づきまして、委員の互選により委員の方々の中から選任することとされております。この件について、皆様にお諮りしたいと思っております。どなたかご意見がございましたら賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

志水委員、お願いします。

【志水委員】 委員の志水でございます。

会長には、株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長の種村委員を推薦したいと思っております。種村委員は、中部経済同友会の常任幹事を務めておられまして、大変幅広くご活躍のこととございます。皆様、いかがでしょうか。会長としてふさわしい方だと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

【鈴木管財総括第一課長】 皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【鈴木管財総括第一課長】 ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員の皆様方の互選によりまして、種村委員に国有財産東海地方審議会会長をお願いしたいと存じます。

それでは、どうぞ会長席へのご移動をお願いしたいと思います。

(種村会長着席)

4. 会長挨拶

【鈴木管財総括第一課長】 恐れ入りますが、この後は、種村会長にご挨拶と議事進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお祈りいたします。

【種村会長】 ただいま委員の皆様方よりご推挙賜りました種村でございます。どうかよろしくお祈りをいたします。

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様、ご承知のように、国有財産は国民共有の貴重な財産でございます。その使用にあたりましては、有効かつ効率的な活用を図り、また、不要となった財産については、適正かつ公正な処分が求められているところでございます。国有財産東海地方審議会は、財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査、審議いたしまして、財務局

長に意見を述べるものでございます。国有財産行政における本審議会は大変重要なものであると私も認識をいたしております。私は審議会の会長として、委員の皆様の率直なご意見、意見交換や審議を通じまして、この審議会に与えられた役割を十分に果たすよう、会の運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、まず初めに、会長代理の指名をさせていただきます。

国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、会長代理はあらかじめ会長が指名することとされております。私からは、前年に続きまして、愛知県中小企業団体中央会副会長の長谷川委員をお願いをしたいと存じます。

長谷川さん、よろしいでしょうか。

【長谷川委員】 お受けします。

【種村会長】 ありがとうございます。

長谷川さんには会長代理をお願いいたします。皆様、よろしく願いいたします。

なお、本日の審議会の概要につきましては、会議終了後、記者発表するとともに、議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、東海財務局のホームページで公開することになっておりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

これより審議に入りますが、もし報道機関の皆様がいらっしゃるようでしたら、恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

5. 局長挨拶

【種村会長】 それでは、審議に先立ちまして、中山東海財務局長からご挨拶をお願いいたします。

【中山東海財務局長】 財務局長の中山でございます。

皆さん、ご審議の前に一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本年10月の委員改選に当たりましては、大変お忙しい中にもかかわらず、快くお引き受けいただいたことに対しまして重ねてお礼申し上げます。

本審議会は、国有財産に係る管理処分について、広く民間の有識者の方々からご意見を賜って処理すべきとの考え方から、国有財産法の規定に基づき設置されたものでございます。本日は3件の諮問事項についてご審議いただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

諮問事項をご審議いただく前に、最近の国有財産をめぐる動き、その考え方につきまして若干のご説明を申し上げたいと思います。

まず、財務省では、国が利用している行政財産につきましては、まず利用の効率化を図るということが第一であります。また、国として保有する必要のない普通財産については、地域や社会のニーズを把握しまして、地域の経済発展とか防災機能の強化、さらに待機児童解消などの社会福祉の向上に寄与できるよう努めているところでございます。そうでないものは、最終的に一般競争入札により処分することとなります。

今回の諮問事項につきましても、こうした観点を踏まえて、未利用国有地の有効活用により地域貢献を図ろうとする事案でございます。東海財務局は地域や社会のニーズに合った国有財産の有効活用に努めるほか、地域のいろいろな課題につきましても、財務局あるいは財務省や金融庁、さらに他官庁と一緒に課題の解決に取り組みながら、地域に貢献し、地域との連携を強めてまいり所存であります。

本日は、地域社会においてさまざまな分野で活躍されている委員の皆様方におかれましては、そのような観点を踏まえて忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、本日のご審議のほどお願いいたします。

【種村会長】 ありがとうございました。

6. 諮問事項の審議

第1諮問：愛知県西春日井郡豊山町ほかに所在する財産を愛知県に対し、民間航空機生産・整備拠点用地及び公共用駐機場等用地として時価売払いつることについて

【種村会長】 では、諮問事項の説明の前に、1点皆様にご連絡をさせていただきます。

加藤委員におかれましては、本日、所用がございまして、途中で退席させていただくことになると思います。皆様よろしくお願いをいたします。

それでは、第1諮問について事務局から説明をお願いいたします。

【古田管財部長】 管財部長の古田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1諮問につきましてご説明いたします。

皆様、スクリーンをご覧ください。

本件は、愛知県西春日井郡豊山町ほかに所在します旧名古屋空港跡地など、約8.1ヘクタールの土地と立木竹、工作物を愛知県に対し民間航空機の生産・整備拠点用地及び公共用駐機場等用地として時価売却しようとするものでございます。

旧名古屋空港については、平成17年2月の中部国際空港、いわゆるセントレアの開港と同時に廃止され、空港跡地の一部は、現在、愛知県名古屋飛行場となっております。愛知県が飛行場として利用するに当たっては、当審議会の答申をいただき、滑走路やターミナルビルなどを処分した経緯がございます。

本件の対象財産につきましては、愛知県名古屋飛行場に隣接した土地が2区画ございまして、愛知県における利用計画もそれぞれ分かれておりますので、それぞれの区画を甲地区、乙地区として説明させていただきます。

甲地区の一部、①と表示しております約4万7,000平方メートルと、乙地区の約2万9,000平方メートルにつきましては、国土交通省が所管する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所属の財産であり、大阪航空局が管理している財産であります。平成25年3月に大阪航空局長から処分等事務の委任を受け、東海財務局において処理するものでございます。

一方、甲地区の一部、②と表示しております約4,700平方メートルにつきましては、財務省及び国土交通省が所管する財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属の財産であり、東海財務局が管理している財産であります。

次に、財産の位置図でございます。

対象財産はJR名古屋駅の北北東約10キロメートル、名鉄小牧線春日井駅の西北西約1.5キロメートルに位置しております。愛知県名古屋飛行場は、大半が豊山町に所在し、春日井市、小牧市、名古屋市の4市町にまたがって所在しております。

次に、財産の沿革でございます。

初めに、空港跡地についてご説明いたします。

昭和19年2月に旧陸軍小牧飛行場として設置され、以降、米軍の接收、返還や航空自衛隊小牧基地の設置を経て、昭和35年以降は国が設置管理する第2種空港として長年供用されてきました。そして、17年2月のセントレアの開港と同時に廃止されております。

続いて、宿舎跡地である甲地区の一部、約4,700平方メートルについてご説明いたします。

昭和33年、米軍から返還された後、主に空港に勤務する国家公務員の宿舎敷地として

利用されてきました。こちらも、名古屋空港の廃止に伴い用途廃止しております。なお、現在は建物を取り壊し済みとなっております。

次に、旧名古屋空港跡地のこれまでの処分状況についてご説明いたします。

旧名古屋空港の管理区域を黄色の線で囲っております。緑色の部分につきましては、国が管理する空港監視レーダー及び無線施設となっております。青色の部分が、平成17年のセントレア開港と同時に、愛知県、三菱重工業株式会社及び名古屋エアケータリング株式会社にそれぞれ処分しております。続いて、平成20年には桃色の部分、平成21年には水色の部分について、愛知県に対し処分したものでございます。

これらの処分に当たっては、過去3回にわたり、当審議会の答申をいただき処分してきたものでございます。一方、オレンジ色の部分につきましては、公的な要望がありませんでしたので、平成17年度から順次一般競争入札により処分してきております。

以上、空港跡地については、これまでに約196ヘクタールの処分が完了しております。本件の対象財産であります甲地区、乙地区については、それぞれ赤色で表示しておりますが、本件が空港跡地の処分に係る最後の大規模財産になります。

次に、財産の航空写真でございます。

黄色で囲われた部分が旧名古屋空港の管理区域でございます。赤色で表示した部分2区画が、今回ご審議をいただく財産となります。空港中央部に位置する財産が甲地区、空港北西部、滑走路に隣接した財産が乙地区になります。対象財産の東側は愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地でございます。周囲には航空関連企業、町営スポーツ施設、商業施設など、大規模な施設が立地し、周辺一帯は工場、住宅、農地が混在する地域を形成しております。都市計画上は市街化調整区域に指定されております。

次に、地区ごとの状況をご説明いたします。

初めに、甲地区の航空写真でございます。甲地区は東側に愛知県名古屋飛行場、西側は町営グラウンド、南側は豊山町道、北側は飛行場進入道路に接している約5.2ヘクタールであります。このうち、南側町道に接する約4,700平方メートルが宿舎跡地でございます。このほかは、空港廃止までの間、主に国際線貨物ターミナルとして利用されてきたもので、現状、自走式2階建ての立体駐車場が2棟存在しております。土地に付随するものとして、立体駐車場のほか、圍障や舗装、排水施設などの工作物、420本の立木竹を併せて売却することとしております。

次に、甲地区の利用計画でございます。

愛知県は、赤色で表示しております国有地約5.2ヘクタールと、飛行場進入道路を挟んだ桃色で表示しております飛行場用地約2.1ヘクタールを民間航空機の生産・整備拠点用地として造成、整備の上、公募により選定する民間事業者へ売却する計画としております。

愛知県からは、事業者選定の審査基準として、飛行場の利活用及び地域振興、投資、生産、雇用規模による経済効果、さらに、大規模災害時の後方支援を想定していると聞いております。また、青色で表示しております飛行場用地約1.3ヘクタールを甲地区から飛行場へのアクセス通路として活用する計画としており、黄色で表示しております平面駐車場の高層化も進められております。

なお、甲地区は国際戦略総合特区であるアジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されており、誘致する事業者は規制、制度の特例や税制、財政、金融措置の支援などを受けることが可能になっております。

また、甲地区を含む周辺の区域について、市街化調整区域における開発を容易にするため地区計画を豊山町において策定中であり、本年度中には都市計画決定される見込みとなっております。

このように、愛知県の計画は、飛行場と隣接する立地条件を活かし、航空機関連企業にとってより魅力的で進出しやすい環境を整備しようとするものであります。

次に、乙地区の航空写真でございます。

乙地区の東側は愛知県名古屋飛行場、西側は豊山町道、南側は一級河川大山川、北側は国土交通省の航空保安無線施設となっております。間口420メートル、奥行き70メートルの約2.9ヘクタールの土地でございます。

次に、乙地区の利用計画でございます。

乙地区については、愛知県名古屋飛行場の公共用駐機場等として利用する計画としております。愛知県は、先ほどご説明いたしました甲地区から飛行場へのアクセス通路として約1.3ヘクタールの整備を計画しており、これにより駐機場が減少することとなります。このため、飛行場に隣接した乙地区約2.9ヘクタールを取得の上、これに対応しようとするものでございます。

現状の駐機場は、ヘリ、セスナやコミューター航空機、ビジネス機などに利用されておりますが、乙地区の取得に併せ、既存駐車場の再編を行い効率的に運用することとしております。具体的には、民間航空機の駐機等、例えば機体整備やコンパスセッティング、エ

ンジテストなど、産業利用に活用することを計画しております。さらに、大規模災害発生時には、防災ヘリ等の駐機場等に活用することとしております。

愛知県名古屋飛行場は、中部圏地震防災基本戦略において、県境を越えて後方支援活動を行う基幹的広域防災拠点の候補地の1つとして位置づけられており、航空機による物資の搬送、支援人員の派遣などにも適切に対応することとしております。

次に、愛知県における整備スケジュールでございます。

甲地区、乙地区とも、今年度補正予算において用地取得費を計上することとしております。

まず、甲地区については、平成26年度に立体駐車場等既存工作物の撤去など、用地の造成を行い、民間事業者への売却を予定しております。また、参考までに、現飛行場用地の計画についてご説明いたしますと、甲地区と同様、事業者へ売却するため、既存工作物の撤去などの整備を行うこととしております。また、飛行場へのアクセス通路は、事業者決定後、整備を進めることとしております。

続いて、乙地区ですが、用地取得後、平成26年度から27年度にかけて、公共用駐機場などの整備を進め、平成28年度を目途に供用する計画となっております。

次に、事業の必要性でございます。

愛知県は、本件を重要かつ広範な政策目的の実現を目指す取組みとして位置づけ、3つの政策目的を掲げております。

まず、1点目が航空対策の推進であります。具体的には、立体駐車場の整備により、飛行場の利便性を確保し、さらに、駐機場等の拡張による産業利用の促進であります。

2点目が、航空宇宙産業の振興、アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区構想の実現による次世代産業の創出、育成であります。具体的には、誘致事業者の投資、生産、雇用により、地域経済を活性化することです。また、誘致事業者を核とした研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制の構築により、産業集積の拡大を進めるものであります。

そして、3点目が、基幹的広域防災拠点の整備による地震対策の推進であります。具体的には、支援物資、人員の参集拠点としての高次支援機能を整備するとともに、誘致事業者による大規模災害時の後方支援機能の確保であります。

このように、愛知県における事業は、公益性、必要性、緊急性及び実現性も高く、産業及び地域振興に寄与するもので、もって国有財産の有効活用に資すものと考えているとこ

ろでございます。

最後になりますが、処分方法についてご説明いたします。

甲地区、乙地区と分けておりますが、いずれも同一の処理を行うこととなります。処理区分は時価売払いでございます。契約の方法については、国が売買等の契約を締結する場合、一般競争入札により処分することが原則となっておりますが、会計法第29条の3第5項に随意契約の規定があり、具体的には、予算決算及び会計令に個別に規定されております。本件の愛知県への処分に関しましては、予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づき、公用、公共用に供するため、随意契約による売払いを予定しております。

次に、用途指定でございますが、地方公共団体に時価売払いするものであり、財務省の通達に基づき、用途指定を付さないこととしております。なお、代金の納付方法は即納でございます。

以上で、第1諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【種村会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

今回は新任の委員の方が多数いらっしゃいますので、経験豊富な再任の委員の皆様から何かご質問等があればと思いますが、加藤あつこ委員、いかがでしょうか。

【加藤委員】 ただいまの説明を伺いまして、私は賛成したいと思います。なぜならば、先ほど取得の必要性について3つ説明がございましたけれども、航空対策の推進、そして次世代産業創出・育成、また、地震対策の推進など、地域社会にとって大変必要性の高い売却だと思えます。

以上です。

【種村会長】 ありがとうございます。

ほかにどなたかございませんでしょうか。大竹委員お願いします。

【大竹委員】 今、加藤委員のほうからもございましたとおり、私も、今回の目的の中で、特に2番目の、いわゆる次世代産業の創出、育成。やっぱりこちらの地域は、航空宇宙産業をこれからますます振興させていくということが必須だと思っております。そういう意味からも、説明にあったように、研究開発から設計、製造、保守管理まで、一貫して

この地域で有効活用して、ぜひとも産業振興していただきたいというふうに思っております。今回の売却、賛成でございます。その後、いかに有効に活用いただくかというあたりも、ぜひともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

【種村会長】 ありがとうございます。

ほかにご発言はございませんでしょうか。

もしほかにございませんようでしたら、本諮問事項は原案どおり処理して差し支えないということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【種村会長】 ありがとうございます。

それでは、諮問どおり決定いたします。

続きまして、第2諮問について事務局から説明をお願いします。

第2諮問：愛知県名古屋市名東区に所在する財産の一部を名古屋市に対し、都市計画公園事業（川名公園）の代替地として時価売払いすることについて

【古田管財部長】 それでは、第2諮問につきましてご説明いたします。

本件は、愛知県名古屋市名東区亀の井一丁目に所在します3,380平方メートルの土地と建物、立木竹、工作物を名古屋市に対し都市計画公園事業（川名公園）の代替地として時価売払いしようとするものでございます。

それでは、最初に、財産の沿革についてご説明いたします。

本財産は、昭和39年5月、交換により取得をいたしまして、昭和41年4月に4階建て3棟の宿舎を建設し、合同宿舎猪高住宅として利用してきましたが、築40年以上が経過し老朽化したことから、平成24年12月に合同宿舎猪高住宅の用途を廃止したものでございます。

次に、財産の位置図でございます。

対象財産は赤丸で表示してございまして、JR名古屋駅の東方約10キロメートル、地下鉄東山線一社駅の南方約0.6キロメートルに位置しております。また、川名公園事業用地は地下鉄鶴舞線川名駅の北側に位置してございまして、青丸で表示している部分でございます。

次に、財産の案内図でございます。

対象財産は旧猪高住宅の一部を分割して処分するものでありまして、旧猪高住宅全体を青枠で、名古屋市に売払いする部分を赤枠で表示してあります。周囲は、戸建住宅、集合住宅を中心とした住宅地となっており、都市計画上は第一種低層住居専用地域、建ぺい率50%、容積率150%に指定されております。

次に、財産の航空写真でございます。

対象財産には、旧猪高住宅2棟、樹木及び受水槽等の工作物がそのまま残っております。土地の形状は東西約70メートル、南北約60メートルのほぼ整形な土地で、地形は北から南に向けて低くなっている南垂れの土地となっております。接面道路は南側及び東側が名古屋市道、西側は私道となっております。

次に、川名公園事業について利用計画図によりご説明いたします。

川名公園事業用地は、地下鉄鶴舞線川名駅の北側に位置しておりまして、昭和22年5月に名古屋市が都市計画公園として都市計画決定を行い、面積は現在5.5ヘクタールとなっております。昭和22年の都市計画決定以降、事業は着手されておりましたが、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災を受け、名古屋市においては、住宅密集地における災害時の一時避難地及び防災活動拠点が必要だとして、平成8年から国の補助事業である防災緑地緊急整備事業により用地の先行取得を開始し、平成12年には都市計画公園事業の認可を受けまして事業を進めてきたものであります。

現在、用地は全て買収を終えています。赤枠で囲ってあります民有地については、代替地の提供を前提に用地取得契約を締結しているところであります。また、本地は防災機能を備えた公園として、災害対応型トイレ、耐震性防火水槽やヘリポート等の整備を行っており、進捗率は7割を超えております。

次に、名古屋市が代替地を必要とする理由について説明させていただきます。

川名公園事業区域の中心にあります代替地要望者の土地約2,400平方メートルには、自宅及び貸家がございます。代替地要望者は、これまで主に家賃収入により生活していたため、今回の買収に当たり、代替地の提供を受け、引き続き貸家等を営むことによる生活再建を図りたいとしているものでございます。

こうした中、本件国有地の処分にあたり、本年1月、当局から、愛知県及び名古屋市に対して公的取得等要望の照会をいたしましたところ、本年3月、名古屋市から、川名公園事業の代替地として国有地の南側約3,500平方メートルを取得したいとする要望書が提出されたものであります。

次に、事業の緊急性、代替地の必要性でございます。

川名公園事業は、名古屋市の地域防災計画においても、一時避難場所及び防災活動拠点として位置づけされており、緊急性の高い事業と言えます。また、代替地要望者の生活再建を図るためには代替地が必要であり、代替地を提供して民有地を取得しなければ川名公園事業が円滑に遂行できないものでありますので、その必要性は十分認められるものと考えております。

次に、代替地の面積につきましては、名古屋市からは代替地として3,500平方メートルを要望してきましたが、名古屋市が買収する用地と本国有地のそれぞれの概算価格や地形等を考慮した結果、2号棟と3号棟の間にあります進入路で分割する3,380平方メートルが適当であると判断したものであります。

次に、処分方法についてご説明させていただきます。

相手方は名古屋市であり、処理区分は時価売払いでございます。契約の方法は会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令臨時特例第5条第1項第11号の規定に基づく随意契約を予定しております。

次に、用途指定でございますが、指定用途は都市計画公園事業（川名公園）の代替地でございます。名古屋市が代替地要望者へ売却する期限である指定期日は平成26年3月31日としました。このほか、本国有地を名古屋市に売却際には、名古屋市と代替地要望者の譲渡契約において、5年間の所有権移転等の禁止の特約を付すことを条件として名古屋市と契約することとしております。なお、代金の納付方法は即納でございます。

最後になりますが、分割した残りの土地3,290平方メートルについては、平成26年度に一般競争入札に付す予定でございます。

以上で、第2諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【種村会長】 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じます。

志水委員、お願いします。

【志水委員】 防災公園としての機能を備えた川名公園の整備のために、中に住んでいらっしゃる民間の方が、代替地としてこの国有地なら移転してもいいとおっしゃっていたるのであれば、この国有地を処分して、川名公園を早く整備していただく方向に持つ

ていくことは、大変意味があるのではないかと思うんですね。私は、これは進めていただきたいというふうに思います。

【種村会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

長谷川さん、いかがですか。

【長谷川委員】 このとおりでいいと思います。

【種村会長】 私から質問させていただいてもよろしゅうございますか。

名古屋市が現在住んでいらっしゃる方に対して、ほかの代替地をいろいろご提案された経緯はあるのでしょうか。

【古田管財部長】

これまでも、名古屋市からは、代替地要望者に対しては何カ所か提案させていただいたと聞いております。ただ、要望者の希望になかなか沿わなくて、それで今回こういった形で国有地を提供したところ、代替地要望者からこの土地ならいいということで決定したという経緯がございます。

【中山東海財務局長】 なかなかこれだけの土地をよそで探されても簡単に見つかる状況ではないものですから、公園事業が完遂できない状況で、名古屋市は非常に苦慮していたんですけれども、幸い国有地でまとまった土地の提供があったので、この公園事業を完遂して代替地に移っていただくという事案でございます。

【種村会長】 志水委員もおっしゃられたように、公共のためにもプラスですし、現在住んでいらっしゃる方もプラスということのようですね。

ほかにご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、本諮問事項は原案どおり処理して差し支えないということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【種村会長】 ありがとうございます。

それでは、諮問どおり決定いたします。

続きまして、第3諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

第3諮問：愛知県名古屋市瑞穂区に所在する財産を学校法人越原学園に対し、大学体育館等敷地として時価売払いつることについて

【古田管財部長】 それでは、第3 諮問につきましてご説明いたします。

本件は、愛知県名古屋瑞穂区萩山町一丁目に所在します7,846平方メートルの土地と建物、立木竹、工作物を学校法人越原学園に対し大学体育館及び中学・高校運動場敷地として時価売り払いしようとするものでございます。

それでは、最初に、財産の沿革についてご説明いたします。

本財産は、昭和24年に名古屋国税局が売買により取得しまして、名古屋国税局萩山宿舍として利用され、当初は木造の宿舍が建っておりましたが、昭和40年から昭和44年にかけて鉄筋コンクリート造りの宿舍計5棟に順次建てかえられました。この5棟の宿舍につきましては、いずれも築40年以上が経過し老朽化したことから、平成19年8月及び平成24年3月に宿舍の用途を廃止したものでございます。

次に、財産の位置図でございます。

対象財産は赤丸で表示してございまして、JR名古屋駅の南東方約7キロメートル、地下鉄桜通線瑞穂区役所駅の南東方約0.7キロメートルに位置しております。学校法人越原学園は、名古屋女子大学のほか、大学院、短期大学部、高等学校、中学校、附属幼稚園を運営してございまして、対象財産の西側周辺に大学の汐路学舎と中学校、高等学校が、また、画面右下、汐路学舎から約4キロメートル離れた場所に大学の天白学舎がございまして。

次に、財産の案内図でございます。

対象財産は赤枠で表示してございます。東側には、桜の名所であり山崎川が流れ、北側は名古屋市の衛生研究所、西側及び南側は戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街となっております。都市計画上は第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%に指定されております。

次に、財産の航空写真でございます。

西側の2棟が1号棟、2号棟、東側の3棟が3号棟、4号棟、5号棟でございます。まず、西側の2棟を先に廃止しまして、平成19年8月に名古屋国税局から東海財務局に所管を移し、東側の3棟につきましても、平成24年3月に同様に所管を移しております。

次に、汐路学舎の周辺図でございます。

対象財産を赤色で、大学の施設を桃色で、中学、高校の施設を黄緑色でそれぞれ表示してございます。そして、青色は現在の大学体育館と中学、高校のテニスコートなどの運動場でございます。この2つの施設を対象財産に移転する計画でございます。この大学体育館は築33年が経過し老朽化が進んでいるため、移転、建て替えにより学習環境の改善及

び質の向上を図ろうとしています。

また、中学、高校の運動場は、このテニスコートを含めまして4カ所ございますが、現状では、4カ所合わせましても運動場に係る学校設置基準面積を満たしておりません。さらに、校舎からテニスコートへは、車両交通量の多い道路を横断していく必要がございます。このため、対象財産を取得し、テニスコートを移転することで、運動場に係る学校設置基準面積を満たすとともに、交通量の多い道路を横断する必要もなくなりまして、生徒の安全面、学習環境が改善されることとなります。

ところで、名古屋女子大学は、家政学部を瑞穂区の汐路学舎で、文学部を天白区の天白学舎で分散して運営しておりまして、現状では大学の教育機能、経営資源が分散されております。このため、青色の大学体育館及び中学・高校テニスコートの跡地には、将来的に天白学舎を移転、大学の機能を汐路学舎一帯に集約し、学生の利便性の向上及び経営資源の集約化を図る計画となっております。

次に、対象財産の利用計画図でございます。

学校法人越原学園は、画面上側、方角は東側を大学の体育館として、画面下側、方角は西側を中学・高校のテニスコートなどの運動場として利用する計画でございます。

当局といたしましては、学校法人越原学園の利用目的は、学校教育法第1条に定める学校の施設であり、その公共性は高いものと認められ、もって国有財産の有効活用に資するものと考えているところでございます。

最後になりますが、処分方法についてご説明いたします。

相手方は学校法人越原学園であり、処理区分は時価売払いでございます。契約の方法は会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づく随意契約を予定しております。また、売払いにあたりましては、大学体育館等敷地として10年間の用途指定を付すことといたします。なお、代金の納付方法は即納でございます。

以上で、第3諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【種村会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

志水委員、お願いします。

【志水委員】 今のお話を聞きまして、中学、高校の方々が道路を挟んだ向こう側まで

テニスコートに行かなければならない。それは本当に学校としても心配ですし、それを送り出す親御さんも心配だと思います。それが解消されるのであれば、まずその面からも安心かなと思います。

それから、私どもも同じ大学の仲間として、名古屋女子大の先生たちが、今日は天白だ、今日は汐路だといって、朝から大活躍というか、大移動していらっしゃって大変だという話をよく聞いております。そういう点からも、名古屋女子大にしてみたら、集約できることは、今後の学校の活動からいっても非常に良くなってきて、とてもお喜びになることではないかなと思いますね。

それは学生たちにとっても同じでして、先生はあっちへ行ったり、こっちへ行ったりして居ないという状態よりは、いつも先生は研究室には大体居るという方がいいんじゃないかなというふうに思いますね。これがうまくいくなら、ぜひこういう処分をなさっていただけるとよろしいんじゃないかと思います。

【種村会長】 ありがとうございました。

【中山東海財務局長】 まさにそのように伺っております。

何しろ先生たちが大変で、非常に非効率で学生さんにも不便だということで、これがだんだん集約されれば随分効率も良くなって、学生さんたちの評価も上がっていくというように聞いております。

【種村会長】 ほかにご意見、ご質問はありますか。

どうぞ、林委員、お願いします。

【林委員】 内容的には、私も今、志水委員がおっしゃってくださったことに全く賛成いたします。今後のために教えていただきたいのですが、用途指定期間というのがあって、今回の場合ですと10年間となっております。このあたりの期間というのは、きっとリーズナブルな対応があると思うんですが、どういう目安で決めていくものなのか、あるいは決められているのか、教えていただけたらと思います。

【古田管財部長】 この10年間につきましては、財務省理財局の通達に基づきまして、全国統一的な取扱いとして10年という扱いになっております。

【林委員】 ありがとうございました。

【種村会長】 ほかにかがでしょうか。

私からも1つ尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

これも随意契約ということで、公共用、公用、または公益事業の用に供するためという

ことが随意契約の根拠ではないかと思いますが、学校法人といっても、国公立もあれば、こういう私立もあります。そういう場合に、学校法人の公共性とか公用性ということについては、何か判断基準はあるのでございましょうか。例えば、全ての学校法人は極めて公共性、公用性が高いということで、一括してそういうふうに把握されているのか、あるいはケース・バイ・ケースなのか、あれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

【古田管財部長】　今回、随意契約できる根拠でございますが、これは説明の中で触れさせていただきましたけれども、学校法人越原学園が設置する施設はいわゆる学校教育法第1条に規定する学校の施設ということで、これについては、予算決算及び会計令第99条第21号の規定で随意契約ができるということになっております。

学校教育法第1条に規定する学校というのは、具体的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と規定されております。

お話がございました国公立、私立の区分はございません。

【種村会長】　わかりました。ありがとうございました。

ほかに何かご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

特にご発言はございませんので、本諮問事項は原案どおり処理して差し支えないということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【種村会長】　ありがとうございました。

それでは、諮問どおり決定いたします。

各諮問事項につきましては、後ほど東海財務局長に対しまして答申書をお渡しすることといたします。また、審議会結果の記者発表につきましては、事務局から行うことといたします。

それでは、次に、報告事項がございますので、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

7. 報告事項

【籠管財部次長】　管財部次長の籠でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告事項1につきまして経過報告をさせていただきたいと思っております。

本件は、名古屋市北区に所在いたします国有地、旧愛知県警察本部附属庁舎跡地を特別養護老人ホーム外敷地として、社会福祉法人紫水会に時価売払いすることにつきまして、平成24年5月の第104回審議会、前回審議会でございますが、こちらにてご答申をい

ただいた事案でございます。

所在地につきまして簡単にご説明させていただきます。

図の赤枠で表示してございますが、JR名古屋駅の北東方約4キロメートル、また、名古屋市役所からは北に約700メートルの位置にございます。西側には名古屋市道を挟んで名城公園がございます。市営地下鉄名城線、名城公園駅が至近にある交通利便のよいところがございます。

本財産につきましては、社会福祉法人紫水会と平成24年11月に、契約金額約4億8,000万円にて売買契約を締結し、所有権の移転登記が完了しております。

完成予想図でございますが、本件につきましては、現在、地上5階建の建物の建設工事が進められているところでございます。来年、平成26年4月には、特別養護老人ホーム120室にショートステイ20室、それからデイサービスが20名の機能を併設した施設が開設される見込みとなっております。

以上をもちまして、第104回国有財産東海地方審議会の諮問事案の経過報告を終わります。

【種村会長】 ありがとうございます。

【野村管財部次長】 管財部次長の野村でございます。

私から、国家公務員宿舎の削減計画及び庁舎等の使用に関する調整の実施状況についてご説明いたします。

初めに、報告事項2の国家公務員宿舎の削減計画についてご説明いたします。

それでは、スクリーンをご覧ください。

平成23年、一昨年になりますが、12月1日に公表いたしました宿舎削減計画では、国家公務員宿舎に入居することができる職員を、真に公務のために必要な5つの類型に限定し、各省庁において必要戸数の精査を実施いたしました。

精査の結果、国家公務員全体の必要戸数は約16万3,000戸となりまして、元々ありました21万8,000戸に対して、平成28年度末を目途に5万6,000戸程度の削減を行うということを公表しております。そして、全国において2,393住宅、戸数にして約1万6,000戸を廃止することを決定いたしました。このうち、東海財務局管内では、設置戸数約1万5,000戸に対して、必要戸数は約1万2,000戸となりまして、約3,000戸の削減を行うこととし、148住宅、戸数にして781戸を廃止することを決定いたしました。

宿舎削減計画の公表以降、さらに追加で廃止する宿舎につきまして、平成28年度末までに、築年数が40年を超える宿舎等、老朽化し耐震性に問題があるものにつきましては、効率性、規模、通勤時間等を勘案いたしまして個別に検討を行いました。その検討結果は、昨年11月26日に公表いたしまして、全国で1万684住宅のうち5,046住宅を廃止することを決定いたしました。このうち東海財務局管内では340住宅を廃止することを決定いたしました。

本件工程表は、今回の宿舎削減計画において決定されました宿舎廃止財産を着実に売却等するためのものがございます。上段赤色部分が宿舎戸数の縮減推移でありまして、中段青色部分が宿舎削減計画公表時点で廃止することを決定した宿舎、下段緑色部分が個別検討の結果廃止することとなった宿舎の工程表でございます。

いずれも、一定期間の猶予を持って、現に入っている入居者を退去させまして、境界確認などの物件整備手続を終えまして、売却可能な財産については、平成28年度末を目途に順次処分を行い、その売却収入は基本的には東日本大震災の復興財源に充てることとしております。また、平成29年度以降につきましても、引き続き宿舎戸数の適正化に向けた更なる努力をしていくこととしております。

次に、宿舎使用料の見直しにつきましては、宿舎削減計画の方針に基づきまして、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に見合う歳入を確保する水準まで引上げを行う必要がございます。昨年公表した検討結果では、全体として現在の宿舎使用料の水準を概ね2倍弱まで増加させる必要があるとし、具体的な内容につきましては、現在、財務省において年内を目途に検討が進められているところでございます。なお、引上げ時期につきましては、平成26年4月からの予定となっております。

以上をもちまして、公務員宿舎の削減計画に関する説明は終わらせていただきます。

引き続きまして、報告事項3の庁舎等の使用に関する調整の実施状況についてご説明いたします。

最初に、使用調整と申しますのは、各省庁が使用しております庁舎等において、組織の統廃合による退去や定員の減少等により生じた空きスペースにつきまして、定員増等により狭隘となっている官署の使用面積を増やしたり、民間ビル等を借り受けている官署を当該庁舎へ入居させることによりまして、庁舎の有効活用を図ることを目的に行うものでございます。

使用調整の手続につきましては、既存庁舎等の効率的な使用を推進するために、空きス

ペースが600平方メートル以上ある事案につきましては、財務局で地方有識者会議においてご意見をいただいた上で、使用調整計画案を作成し、財務省の財政制度等審議会にお諮りし、使用調整計画を策定するということになっております。また、空きスペースが600平方メートル未満の事案を調整する場合には、これは財務局長限りで調整ができることとなっております。

今回ご説明させていただきます事案は、本年3月26日に開催いたしました当局の地方有識者会議においてご意見をいただき、6月6日に開催されました財政制度等審議会国有財産分科会にお諮りした三重県津市に所在しております津合同庁舎の事案でございます。

本件は、入居官署である東海農政局三重農政事務所津統計・情報センターが農林水産省の地方組織の再編によりまして平成24年3月に退去したため、約980平方メートルの空きスペースが発生したものであります。そして、この空きスペースに東海北陸厚生局三重事務所をはじめとする民間ビル等を借受している7官署を入居させるべく、今回使用調整を図ったものでございます。

この使用調整によりまして、津市内に散在しておりました国の官署が1カ所に集約されるということになりまして、地域住民の利便性が向上するとともに、各官署における庁舎の借受が解消されますので、年間約3,400万円の経費が節約されることになり、財政貢献にも寄与するものとなっております。

なお、前回の地方審議会開催以降、財務局長限りで調整を行った静岡県沼津市所在の沼津合同庁舎を初めとする5つの事案がございますが、この概要につきましては、お手元の資料にも付けさせていただきますので、この場での説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、3件の報告事項についてご説明させていただきました。

【種村会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告事項がございました。これらについて何かご意見、ご質問等、ございましたらお願いをいたします。

眞下委員、お願いいたします。

【眞下委員】 庁舎の件についてご説明ありがとうございます。

報告事項なので、あくまでも意見というよりも確認という形です。まず、空きスペースについて有効利用することは大変いいことだと思いますし、経済合理性にも叶っていると思います。さらには、国民感情から見ても大変いいことだと思います。

1点、この空きスペースについていろんな公的な機関が入ってきております。これも私

は基本的には大賛成であります。なぜかといいますと、民間ですと、1つ間違うと、借家権の問題が発生する、立退料の問題が発生するということがよくあります。ここから先はちょっと私の想像ですが、やっぱり官公庁さん同士で空きスペースを使うときには、そういう権利関係を主張しないという取り決めがなされた上で、円滑に話が進められるのでしょうか。

【種村会長】 事務局からお答え願います。

【野村管財部次長】 国同士ということになれば、借地権とか借家権とか、そういう権利関係というのは元々発生しない前提でございます。

【眞下委員】 国同士の場合はそうですね。わかりました。大変いいことだと思いますので、大賛成でございます。ありがとうございます。

【種村会長】 ほかに何かありますか。

どうぞ、大竹委員、お願いします。

【大竹委員】 同じく、使用調整の件ですが、先ほどのご説明の中で、津の庁舎の空くことが決まり、退去されたのが平成24年3月とのことですが、今の時点でも1年半時間が経過しておりまして、実際にこれが終了するのは26年度中ということでございます。非常にいいことで、空きスペースをいかに有効に活用するかということですが、いかにスピーディーに空きスペースを活用するかという意味合いでも、退去の時期と活用の時期の時差をなるべく少なくしていくような有効活用の方法もぜひご検討いただければと思います。どんな難しさがあるのか全く分からずに勝手なことを申し上げておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【野村管財部次長】 今、大竹委員のおっしゃったとおり、本当は退去した翌日に入れば、これ以上いい有効活用はないと思っています。この津の事例でいきますと、農林水産省の地方組織の再編については、実は23年9月1日に決定をして、最終的にその日から地方組織を変えるということで、退去することが決定しておりました。

ですから、当然私どもとしても、23年度から既に、国有財産監査の担当の部門で、こちらの庁舎も監査をいたしまして、実際どれだけ空いて、どういった官署がいわゆる民間借受をしているのか、その実態はどうなっているのか、単独庁舎はどうなっているのか。監査を通じて周辺の単独庁舎でここへ入居できる官署はないのか実態を把握いたしまして、その結果をもとに、24年度に細かく詰めてまいりました。

各官署も、移転にあたっては、予算措置とか、特に1官署が入っていたところを7官署

に区分する必要がありますので、どういう配置が適当かという調整が必要なため、かなり大変な作業もありまして、少々時間はかかりました。

実は津市内にあと2官署民間から借受しているものがございます。そこは厚生労働省のハローワークの関係ですが、もともと三重県と一緒に事業をしなければならない官署であり、ここへ移転するわけにはいかないということで、残る7官署全てを1,000平米近い空きスペースにジグソーパズルのように実にうまくはめ込みました。また、各官署の皆さんも予算要求等をしっかり整えていただき、非常にうまくできた事案だなというように思っています。

ただ、大竹委員がおっしゃったように、我々も常にこういった空きスペースが生じる可能性というのは情報として持っていますので、今後も使用調整にあたっては、できるだけ効率的に早く実現するという方向で考えていきたいと思っております。

【大竹委員】 よくわかりました。よろしく願いいたします。

【種村会長】 ほかにありますか。

後藤委員、お願いします。

【後藤（正）委員】 これは意見ですけれども、国家公務員宿舎をこのような形で削減するというのは、それは趨勢として全くそのとおりでと思いますので、何ら異議があるわけではございませんが、大規模災害等に対応できる機能を確保することも必要かと思えます。さきの第2、第3の諮問案も国家公務員宿舎の跡地利用であり、このような観点についても当然ご検討の上での処分と思います。国民感情も含めた議論というのは当然に承知をしているわけですけれども、それを超えて、何かあった時に、国家公務員の方々はずもって機能回復、復興に身を呈しながら従事されておりますので、優良立地である宿舎の用地の確保というものは念頭に置かれるということも必要であろうかと思えます。これは意見でございますが、いかがでございますか。

【中山東海財務局長】 幸い東海地方は、ご存じかどうか知りませんが、この近くに宿舎が確保されており、集約して住んでおりますので、駆けつけることも比較的容易であり、職員も対応できるようになっています。東京のほうは、都心3区廃止とかいろいろあり、事情が異なっておりますが、国会での議論やご指摘を踏まえ対応する必要があります。厳しい土地事情の中ではありますが、何とか確保するように努力しているところで、この地方はあまりご心配要らないと思えます。

【種村会長】 ほかにいかがですか。

それでは、ご質問、ご発言もないようでございますので、このあたりで審議会を閉会いたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

それでは最後に中山東海財務局長からご挨拶をいただきます。

8. 閉会

【中山東海財務局長】

本日は、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございますございました。ご審議いただきました事案につきましては、答申に基づきまして、具体の措置を含め、適切に処理してまいります。

また、ご審議の中でいただきましたご意見につきましては、十分参考にさせていただきながら業務を進めてまいり所存でございます。

今後とも、国有財産行政をはじめ、さまざまな場面で、財務行政全般にわたり、委員の皆様方からご指導、ご助言を承りたいと思っておりますので、いろんな機会でお話ししていただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。

【種村会長】 それでは、これをもちまして第105回国有財産東海地方審議会を閉会とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —